

1 「 当事者である子供の権利擁護の取組の充実 」

(目指す方向性)

- 子供の権利の更なる啓発を実施します。
- 意見表明等支援員の導入を促進します。
- 子供の権利を守るための仕組みを適切に運用します。
- 被措置児童等虐待により速やかに対応する体制を整備します。

現状・これまでの取組

1 子供の意見表明等支援

子供を権利の主体として尊重し、子供の意見を踏まえた援助を行うためには、子供本人や周りの大人が意見表明の重要性を理解し、その上で子供の考えを整理して意見を形成するための支援と、形成した意見を大人に伝えるための支援が必要です。また、権利侵害に具体的に対応するための仕組みも重要です。

(1) 子供や周りの大人に対する権利の啓発

- 守られるべき権利や困ったときの相談方法を子供に周知するため、小学生以上の措置児童には子供の権利ノートを、幼児・障害児の措置児童には権利の説明動画や意見表明を補助するカードを、一時保護児童にはリーフレットをそれぞれ活用して、啓発を実施しています。
- 子供の権利については、一時保護や措置の際に児童福祉司から、日々の生活の中で里親や施設職員から子供に説明するほか、児童養護施設に入所する小学生以上の措置児童を対象として、都職員による子供の権利ノートの説明訪問を定期的の実施しています。
- 子供の周りにいる大人が権利擁護の重要性を理解し実践できるよう、児童相談所職員、里親、施設職員等を対象に、子供の権利擁護の意義やポイント等を解説するハンドブックを作成し、配付しています。
- ハンドブックの内容等を踏まえた「被措置児童等の権利擁護に関する説明会」を開催し、子供の権利擁護の重要性、権利の説明動画や意見表明を補助するカードを活用した子供への権利の説明及び意見表明等支援の実践、都が新たに開始した児童福祉審議会への申立てや意見表明等支援事業などの取組等について解説しています。

- 一時保護所や施設では、意見表明権の保障として第三者委員や意見箱を活用し、子供の年齢や発達状況に応じた意見聴取を実施しています。
- 児童養護施設における第三者委員や意見箱の活用例をまとめた事例集を作成して児童相談所、一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホームに配付し、運用の底上げを図ります。

（２）意見表明等支援事業の実施

- 令和６年４月施行の改正児童福祉法に、子供の意見表明等を支援する体制の整備に努めることが規定されました。
- 都は、改正児童福祉法を踏まえた意見表明等支援の新たな仕組みとして東京都児童福祉審議会が取りまとめた「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方について」を踏まえ、令和５年度に、面談等を通じて子供の意見形成や意見表明を支援する意見表明等支援員を措置決定、里子の生活、児童福祉審議会への申立ての場面に導入するための具体的な方法を検討しました。
- 令和６年９月から、一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供を対象として、意見表明等支援員による訪問・面談をモデル的に開始しています。
- モデル実施に当たっては、児童相談所等の関係機関からの独立性を確保するため、民間の事業者に委託して意見表明等支援員を養成するほか、意見表明等支援の経験が豊富な者等によるスーパーバイズの体制を確保しています。
- 子供、職員にアンケートを実施し、意見表明等支援員との面談、意見の伝達、伝達した意見へのフィードバック等について検証し、意見表明等支援員の導入先拡大を検討していきます。

（３）子供の権利を守るための仕組み

- 子供の権利に関する専門的な相談と権利侵害に具体的に対応するため、子供から虐待、いじめ、体罰等の悩みや訴えを受け付ける「子供の権利擁護専門相談事業」を平成１６年度から実施しています。
- フリーダイヤルで直接子供から相談を受けるほか、一時保護児童は相談用紙で、措置児童は相談はがきでも受け付けています。

○ 深刻な相談の場合は、弁護士や学識経験者で構成する子供の権利擁護専門員が調査を行い、中立的な第三者の立場から、必要な助言や調整活動を実施しています。

○ 措置内容に関する相談については、子供の権利擁護専門員による調整活動を経てもなお納得できない場合に、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる制度を、令和6年度から開始しています。

2 被措置児童等虐待への対応

○ 里親や施設職員を対象とした研修会等の機会を捉えて、「子供の権利擁護」や「被措置児童等虐待の防止」をテーマとした講義を実施しています。

○ 施設等における被措置児童等虐待事案については、子供本人からの届出や周りの者からの通告を受け、児童福祉法の規定に基づいて子供の安全確保、事実関係の調査、施設等への指導等を実施しています。

課題と取組の方向性

1 子供の意見表明等支援

<課題1>子供の権利に関する更なる啓発

○ 子供の権利ノートは、直近の改訂から10年以上が経過しているため、この間の児童福祉法の改正内容を反映する必要があります。

○ 一時保護児童に配付しているリーフレットは、子供に権利があることの説明や相談すべき困りごとの例示に留まっていることから、子供の権利に関する具体的な記載が必要です。

○ 児童養護施設の入所児童を対象とした子供の権利ノートの説明訪問を実施していますが、子供の権利ノート、権利の説明動画、意見表明を補助するカード等は、委託家庭や入所施設により活用状況に差があるほか、全ての子供が意見表明の相手方となる児童福祉司、里親、施設職員等以外の第三者から定期的に説明を受けることも重要です。

○ 子供の周りにいる大人が権利擁護の重要性を理解し実践するとともに、子供に権利の説明を十分にできるよう、里親や施設職員等に対して継続的に啓発を実施していくことが必要です。

（取組１－１）子供の権利ノート等の改訂

- 子供の権利ノートを見直し、意見表明権の保障や児童福祉審議会への申立て制度など、改正児童福祉法を踏まえた内容に改訂します。
- 子供の権利ノートの改訂内容をもとに、一時保護児童に配付するリーフレットの見直しを検討します。

（取組１－２）子供に対する権利の啓発の更なる推進

- 子供が意見表明の相手方以外の第三者から権利の説明を受ける機会を確保するため、子供の権利ノートの説明訪問先を拡大します。
- 権利の説明動画や意見表明を補助するカードを活用した、幼児・障害児への説明訪問を実施します。

（取組１－３）里親や施設職員等に対する子供の権利の啓発の更なる推進

- 年齢、発達状況、障害特性など子供に応じた意見表明等支援の方法、子供の権利ノート、権利の説明動画、意見表明を補助するカードの効果的な活用方法等を習得できるよう、被措置児童等の権利擁護に関する説明会をより実践的な内容に見直します。
- 児童相談所職員、里親やファミリーホームの職員、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、障害児施設、母子生活支援施設等の入所施設の職員など、子供の周りにいる大人が幅広く説明会に参加できるよう検討します。

＜課題２＞意見表明等支援員の導入先拡大

- モデル実施の結果を踏まえ、効果的な意見表明等支援の方法や十分な担い手の確保等、導入先の拡大に向けた検討が必要です。
- 子供が意見表明をできているか、意見表明を支援するための制度を知っているか、支援に満足しているか等、意見表明等支援の実施方法や支援内容を継続的に検証することが必要です。
- 児童相談所設置区においても意見表明等支援を実施していますが、取組状況がそれぞれ異なるため、全ての子供が意見表明等支援事業を利用できる体制を整えることが必要です。

（取組２－１）意見表明等支援員の導入先の拡大

- モデル実施の結果を踏まえ、保護や措置の状況に応じた効果的な訪問、面談の方法や都内全域で実施するために必要な担い手の確保等について検討します。

（取組２－２）意見表明等支援事業を検証する仕組みの構築

- 子供へのアンケート調査を通じて、子供の権利の理解度、意見表明や支援体制の満足度等を把握し、子供の希望に応じた効果的な意見表明等支援の実施について検証します。

（取組２－３）児童相談所設置区と連携した意見表明等支援の実施

- 児童相談所設置区と成果や課題を共有し、広域で円滑に意見表明等支援を実施できるよう連携します。

＜課題３＞子供の権利を守るための仕組みの適切な運用

- 児童福祉審議会に子供本人が申し立てることができる制度は、児童相談所設置区においても運用しており、それぞれ相談窓口や申立て方法等が異なるため、子供に分かりやすく周知するとともに、他自治体の子供から相談を受けた場合に、適切に該当自治体につなぐことができるよう連携していく必要があります。

（取組３）子供本人申立て制度のより分かりやすい周知

- 児童福祉審議会への子供本人申立て制度について、児童相談所設置区の取組状況等も踏まえ、周知内容の見直しを検討します。
- 子供の権利擁護専門相談事業において、引き続き権利侵害事案に対する丁寧な相談、助言、調整活動を実施していきます。

２ 被措置児童等虐待への対応

＜課題４＞被措置児童等虐待へのより速やかな対応

- 被措置児童等虐待の事案を引き続き適切に把握するとともに、被害児童の権利擁護等のため、より速やかに調査を実施する必要があります。

（取組４）被措置児童等虐待の過去事例の整理・分析を調査等に活用

- 被措置児童等虐待事案に迅速に対応するため、過去事例を整理・分析し、調査や事実認定の効率化に活用していきます。

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組１－３	社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子供自身に対する子供の権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	・被措置児童等の権利擁護に関する説明会（全１０回、参加者２５３名） （令和６年度） ・子供の権利ノート説明訪問（１８か所、参加者５３１名） （令和６年度）	・被措置児童等の権利擁護に関する説明会（全希望者が参加） ・子供の権利ノート説明訪問（全対象施設等を３年ごとに訪問）
取組２－１ 取組２－２	意見表明等支援事業を利用可能な子供の人数及び事業を利用した子供の人数、第三者への事業委託状況（子供と利益相反のない独立性を担保しているか）	・利用可能な子供の人数（１４３名） （令和６年１２月） ・利用した子供の人数（１４１名） （令和６年１２月） ・第三者への委託は実施済み （令和６年度） ※意見表明等支援員のモデル導入における実績 ※利用した人数は、面談した児童の延べ人数	・利用可能な子供の割合（１００％） ・引き続き適切な団体へ委託
共通	措置児童等を対象とした子供の権利擁護に関する取組に係る子供本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）	・認知度（９７％） （令和６年１２月） ・利用度（９９％） （令和６年１２月） ・満足度（９０％） （令和６年１２月） ※意見表明等支援員のモデル導入における調査による ※利用度は、面談した児童の延べ人数を基に積算	・全ての子供が権利擁護に関する取組を認知し利用できるよう周知徹底 ・引き続き高い満足度を維持できるように子供の意見を適切に把握

取組１－１	措置児童等を対象とした子供の権利に関する理解度（子供の気持ちや意見についてどのように大人が考えたり、対応するか説明されているか）	３３％ （令和６年度） ※一部の措置児童を対象とした調査による	子供が権利について知る機会を適切に確保
取組１－１ 取組２－１ 取組２－２	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子供の割合（周りの人に気持ちや意見を言えているか、児童相談所の人に伝えたいことを伝えられているか）及び意見表明に係る満足度（周りの人は話を聴いてくれるか、気持ちや意見が大切にされていると感じるか、児童相談所の人にもっと会いに来てもらいたいかな）	・意見表明ができる子供の割合（６５％） （令和６年度） ・意見表明に係る満足度（６２％） （令和６年度） ※一部の措置児童を対象とした調査による	全ての子供が意見表明をできるよう希望に応じた支援を実施
取組３	児童福祉審議会における子供の権利擁護に関する専門部会又はその他の子供の権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対して子供から意見の申立てがあった件数	・児童福祉審議会子供権利擁護部会の設置 （令和６年度） ・児童福祉審議会への子供からの申立て件数（１件） （令和６年１２月）	・引き続き適切な審議体制を確保 ・引き続き適切に申立て制度を運用
共通	社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子供（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	・児童福祉審議会専門部会等における社会的養護経験者の委員任用及び子供へのアンケート実施（令和６年度）	引き続き実施

主な施策

・子供の権利擁護専門相談事業

子供たちから虐待、いじめ、体罰等の権利侵害に関する相談を受け、深刻な権利侵害事例について、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などを実施しています。フリーダイヤルで直接子供から相談を受けるほか、一時保護児童は相談用紙で、措置児童は相談はがきでも受け付けています。

・【拡充】被措置児童に対する子供の権利の啓発

児童養護施設等を訪問し、子供の権利ノートや幼児、障害児向け動画等を活用した子供の権利の啓発を実施します。また、施設職員等を対象とした被措置児童等の権利擁護に関する説明会を開催し、権利擁護の重要性や啓発物の活用方法等を説明します。

・【拡充】意見表明等支援事業

子供の考えを整理し周りの大人に伝えることを支援する意見表明等支援員が、措置内容や里子の生活に関することについて、面談等を通じて子供の意見形成を支援したり、子供の希望に応じて意見表明の支援や意見の代弁を行います。